

船橋市家賃債務保証低廉化事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、登録住宅に入居しようとする住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者等と家賃債務保証契約をした場合、当該住宅確保要配慮者の家賃債務保証料を低廉化するため、当該家賃債務保証業者等に対して助成を行うことにより、当該住宅に円滑に入居できるよう支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅確保要配慮者 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 登録住宅 法第8条に規定する都道府県知事等の登録を受けた住宅確保要配慮者専用賃貸住宅で管理開始から10年以内のものをいう。
- (3) 家賃債務保証会社等 法第20条第2項に規定する家賃債務保証業者又は法第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。
- (4) 公募 少なくとも登録住宅の情報を載せたホームページ「セーフティネット住宅情報提供システム」で検索可能な状態になっており、登録事業者が抽選や先着順等の公正な方法により選定することをいう。

(対象者)

第3条 この事業の補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者と家賃債務保証契約を締結した家賃債務保証会社等とする。

- (1) 登録住宅への入居資格を有する者
- (2) 公募により登録住宅に係る賃貸借契約を締結した者
- (3) 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の規定を準用して算出した世帯の合計所得が、同施行令第6条第2項に規定する金額以下である者
- (4) 当該住戸に入居する者の全員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助を受けていない者
- (5) 当該住戸に入居する者の全員が、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していない者
- (6) 当該住戸に入居する者の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(助成金)

第4条 市長は、前条に規定する者と家賃債務保証契約を締結した家賃債務保証会社等に対し、初回のみ家賃債務保証料を低廉化するための助成金（以下「助成金」という。）を交付することができる。ただし、30,000円を限度とする。

(申請)

第5条 この要綱による助成金の交付を受ける家賃債務保証会社等（以下「申請者」

という。)は、家賃債務保証の契約締結前に船橋市家賃債務保証低廉化助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 個人情報取り扱いに関する誓約書(第2号様式)
- (2) 第3条に規定する者であることを確認できる書類
- (3) その他市長が必要であると認める書類

(助成の可否決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上助成金の可否を決定し、船橋市家賃債務保証低廉化助成金交付・不交付決定通知書(第3号様式)により申請者あてに通知しなければならない。

(報告書の提出)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、第3条に規定する者と家賃債務保証契約を締結した場合には、船橋市家賃債務保証契約締結報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書
- (2) 家賃債務保証契約書
- (3) 家賃債務保証料の領収書
- (4) その他市長が必要であると認める書類

(助成金額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により報告があったときは、その内容を審査の上、助成すべき額を確定し、船橋市家賃債務保証低廉化金額確定通知書(第5号様式)により当該報告を行った者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の属する年度の3月31日までに、船橋市家賃債務保証低廉化助成金請求書(第6号様式)に通帳の写しを添えて市長に助成金の交付を請求しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 市長は、次に掲げる偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者に既に交付した助成金の全部又は一部の返還を、家賃債務保証低廉化助成金返還命令書(第7号様式)に理由を附して命ずることができる。

- (1) 不正又は虚偽の申請により決定を受けたとき
- (2) 正当な理由なしに賃貸借契約を解除したとき
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月 1日から施行する。